令和５年度
安平町営農懇談会

配　布　資　料

令和６年３月１３日（水）

農地を買って借りて規模拡大を考えている方

あっせん譲受等候補者名簿への登録をお願いします

　これから農地を売買または借り受けて規模拡大を図りたい、自分の所有する農地の隣接地が売りに出た場合は取得したいなど、町内で農地を買いたい借りたいと思っている方は、『あっせん譲受等候補者名簿』への登録をお願いします。

　希望する地区から農地の売り渡しや貸し出しの申し出があり、農業委員会で農地のあっせんを行う場合、あっせんを受けるときには候補者名簿の登録が必要となりますので、今後規模拡大を考えている方は登録をお願いします。

　くわしい登録方法につきましては、農業委員会事務局までお尋ねください。

※ 昨年登録された方については、提出は必要ありません。（認定農業者の更新時に内容を確認し、更新していただきます。）

問い合わせ先

安平町早来大町９５番地（役場総合庁舎２階）
安平町農業委員会事務局
電話：0145-22-2515
ﾒｰﾙ：nouchi@town.abira.lg.jp

令和　　年　　月　　日

あっせん譲受等候補者名簿登録申請書

安平町農業委員会長　様

住　所

申請人

氏　名　　印

1　世帯員（構成員）の農業従事状況

氏　　名 （世帯構成員）	続　柄	年齢(満)	農業従事 日　　数	農業者年金加入	備　考

2　経営状況

区 分	経 営 農 地 等 面 積（㎡）			大農機具所有状況		家畜所有状況	
	所 有 地	借 入 地	計	種　類	数 量	種　類	頭羽数
田				トラクター		乳牛	
畑				コンバイン		肉牛	
採草放牧地				田植機		軽種馬	
計				乾燥機		豚	
経営形態	・水稲　・畑作　・園芸　・酪農 ・肉用牛　・軽種馬　・養豚 ・養鶏　・その他（　　）					鶏	

3　取得希望条件

所　　在	地　目	希　望　面　積	反当り希望価格	備　　考
地区				
地区				

農地を 貸したい方 借りたい方

農地中間管理事業を活用しませんか！

公益財団法人 北海道農業公社
（農地中間管理機構）

農地中間管理事業の仕組み

出し手
（農地を貸したい方）

- 農業リタイア
- 経営転換
- 規模縮小
- 離れ地処分
- 後継者不在
- 農地の相続

などでお困りの方

出し手のメリット

- 機構は公的な機関なので、安心して貸せます。
- 賃料は確実に支払われます。
- 貸付期間満了後、確実に農地が戻ってきます。
- 貸付期間満了後、再度貸すこともできます。
- 機構集積協力金が受けられます。（要件を満たした場合）
- 贈与税・相続税の納税猶予の対象地について特定貸付けを行えます。

貸付申出
借受け
賃料

市町村・農業委員会・JA

連携

（公財）北海道農業公社（農地中間管理機構）

- 農地の借受け
- 農地の貸付け
- 受け手の募集・登録（公募）
- 必要に応じた農地の保全管理

応募
貸付け
賃料

受け手
（農地を借りたい方）

- 規模拡大・集約化
- 農業への新規参入
- 不在地主農地の活用
- 所有者不明農地の活用

などをお考えの方

受け手のメリット

- 規模拡大や集約化により生産性向上効率的な農地利用が図られます。
- 貸借により新規参入することで初期投資を抑えられます。
- 出し手が複数でも賃料の支払は機構へ一括で済みます。
- 権利関係が不安定な所有者不明農地を安定的に利用できます。

地域のメリット

- 機構集積協力金が受けられます。（要件を満たした場合）
- 所有者不明農地の活用により、遊休農地の発生が防止できます。

借受け・貸付けの手続き

- まずは、市町村の農政担当窓口又は農業委員会へご相談ください。
- 「農用地等の貸付希望申出書」に必要事項を記入し、市町村又は機構へ提出してください。

貸付希望の申出
▼
農地状況の現地確認（実地調査）
※実地調査の結果、借受けできないこともあります。
▼
借受協議・手続き
▼
農業委員会の決定・市町村の公告
▼
農地中間管理権の取得（借受完了）

出し手 〈農地の借受けについて〉

- 借受期間
  - ・所有者と協議のうえ、期間を決定します。
  - ・機構が借り受け後、受け手への貸し付けを行えず2年間経過した場合は、出し手に返還します。
- 賃料
  - ・農業委員会の賃借料情報をもとに、出し手、機構、市町村等と協議のうえ設定されます。
  - ・毎年12月20日に支払います。
- 管理料
  - ・毎年、賃料の1%（消費税別途）を徴収します。

受け手 〈農地の貸付けについて〉

- 貸付期間
  - ・機構の借受期間の範囲内で、協議のうえ決定します。
- 賃料
  - ・機構が借り受けた際に設定された賃料と同額になります。
  - ・毎年12月10日までに徴収します。
- 管理料
  - ・毎年、賃料の1%（消費税別途）を徴収します。

- 機構が行う借受希望者の公募に応募してください。受付は随時行います。
- 募集結果の公表は機構ホームページ上で年3回行います。公表された方以外には貸付けできません。
- 「農用地等の借受希望申出書」に必要事項を記入し、市町村又は機構へ提出してください。

公募への応募
▼
応募者の公表（年3回）
▼
農地のマッチング（借受者の選定）
▼
貸付協議・手続き
▼
機構による決定・北海道の公告（貸付完了）
又は
農業委員会の決定・市町村の公告（貸付完了）

借受ける農地の基準

- 市街化区域外（一部例外あり）の農地であること。
- 再生不能と判定されている遊休農地など、利用が著しく困難な農地ではないこと。
- 当該農地の区域内における借受希望者の状況などからみて、貸付可能と判断できること。
- 農地利用の効率化及び高度化の促進に資すると見込まれるものであること。

貸付先決定ルール

地域農業の発展のため、借受けニーズを公平に調整しながら、地域の担い手の規模拡大や分散錯圃の解消、さらには新規参入者の経営安定に留意することを基本とする。

①地域内での担い手との利用権の交換等を行う場合を優先的に配慮する。
②貸付予定農地に隣接する担い手との貸付け協議を優先し、複数の場合には、希望条件や人・農地プランを考慮して順次協議する。
③上記①、②以外の場合、地域内の担い手の位置関係や希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度を考慮して順次協議する。
④地域内に担い手が十分いない場合は、借受希望者の位置関係などを考慮して順次協議し、特に新規参入者が担い手を目指せるよう配慮する。

他事業のメリット

本事業の実施状況により、税金や他事業の採択や負担等で有利になる場合があります。

- 農地の固定資産税が軽減されます。（裏面参照）
- 農業機械や施設の導入支援を受けられます。
  - ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- 生産基盤整備の支援を受けられます。
  - ・農地中間管理機構関連農地整備事業（裏面参照）
  - ・農地耕作条件改善事業
- 果樹の優良品目・品種への改植等の支援を受けられます。
  - ・果樹経営支援対策事業

その他

- 市町村又は市町村公社等及びJAへ業務の一部を委託しています。
- 所有者不明農地について、農業委員会による権利者の探索・公示後に農地中間管理機構を活用して利用権（農地中間管理権）を設定する措置が整備されました。
  （農地法に基づく措置は知事裁定が必要です）

機構集積協力金

地域集積協力金

(1)集積・集約化タイプ

●機構を活用して担い手への集積・集約化に取り組む地域を支援

〈主な交付要件〉

・交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること

◆機構の活用率

$$\frac{\text{当該年度の貸付面積}}{\text{地域の農地面積（前年度までの貸付面積除く）}}$$

◆中山間地域は、中山間地農地ルネッサンス事業の実施地域

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

※貸付期間が6年未満の農地は交付対象外

※一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1とします

(2)集約化タイプ

●担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援

〈主な交付要件〉

・地域の農地面積に占める担い手の6ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること

・既に担い手の6ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること

	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

経営転換協力金

●以下の農業者等が機構に農地を貸し付ける場合に協力金を交付

①農業部門の減少により経営転換する農業者

②リタイアする農業者

③農地の相続人で農業経営を行わない者

〈主な交付要件〉

・農地（全ての※自作地）10年以上機構に貸し付けること

※機構に貸付ける1年以上前から自らの所有権に基づき継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地等

	交付単価	上限額
令和元～3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
令和4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※5年間で段階的に縮減・廃止。

※令和4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ対象

農地整備・集約協力金

●農地耕作条件改善事業に取り組む場合の農業者負担を軽減するために協力金を交付

〈主な交付要件〉

・対象のうちが基盤整備済み地区に内在または隣接し、地域内で合計10ha（中山間5ha）未満であること

・対象農地のすべてが、目標年度までに担い手に集積され、農地中間管理権が15年以上設定されていること

・対象地を含む地域において、人・農地プランの見直し（実質化）を行うこと　など

目標年度における担い手の農地集積化率	交付率（整備費に対する割合）
100%	12.50%
90%以上	8.50%
80%以上	5.00%

※令和5年度までの時限措置

※各協力金とも交付要件がありますので、詳細は北海道（総合）振興局　農務課又は市町村農政担当までお問い合わせください。

固定資産税の軽減

内　容	軽減期間
所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く）を新たにまとめて機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地の固定資産税が一定期間1/2に軽減。	機構への貸付期間が ①10年以上で3年間 ②15年以上で5年間

機構関連事業

名称	内容
農地中間管理機構関連農地整備事業	機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備を推進する事業（実施主体は北海道）

実施要件

事業対象農地のすべてについて、農地中間管理権が設定されていること

※その他にも4つの要件がありますので、詳しくは北海道農政部農村振興局農村計画課にご確認ください。

お問い合わせ先　https://www.adhokkaido.or.jp

公益財団法人 北海道農業公社	〒060-0005	札幌市中央区北5条西6丁目1-23	農用地部 農地中間管理課	☎011-252-7025
道央支所	〒068-0025	岩見沢市5条西5丁目2番地1	業務農地課	☎0126-23-2178
道南支所	〒040-0073	函館市宮前町33番13号	業務農地課	☎0138-44-5600
日胆支所	〒053-0021	苫小牧市若草町5丁目5番3号	業務農地課	☎0144-32-8171
十勝支所	〒080-0013	帯広市西3条南7丁目14番地	業務農地課	☎0155-24-0254
釧路支所	〒085-0018	釧路市黒金町12丁目10番地	業務農地課	☎0154-22-1538
根室支所	〒086-1006	標津郡中標津町東6条南1-2	業務農地課	☎0153-72-3296
北見支所	〒090-8650	北見市とん田東町617番地	業務農地課	☎0157-25-2826
上川支所	〒070-0030	旭川市宮下通4丁目2番5号	業務農地課	☎0166-25-2613
道北支所	〒097-0001	稚内市末広町4丁目2番31号	業務農地課	☎0162-33-3321

上記公益財団法人北海道農業公社又は各市町村の農政担当窓口又は農業委員会まで

令和2年度版

NOUNEN

農業者年金

知って得する
農業者年金

農業者年金で生活の安定を考えませんか？

女性　後継者　税

農業者年金の6つのポイント

ポイント1 農業者なら広く加入できる

ポイント2 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

ポイント3 保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められる

ポイント4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある

ポイント5 税制面で優遇措置がある

ポイント6 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

農業者年金で安心で豊かな老後を！

詳しくは4ページへ

農業者年金へは、
次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

年間60日以上農業に従事

国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く。

65歳未満
60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

●老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
●あなたの老後生活への備えは十分ですか？

※1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）への加入が必要です。
※2 農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。

農業者年金の3つのメリット

メリット1

女性に優しい

詳しくは5ページへ

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後をしっかりサポートします!
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- **家族経営協定**で**保険料の国庫補助**も

加入前

夫のみ加入の場合

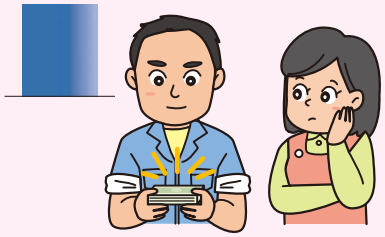

加入後

夫婦で加入の場合

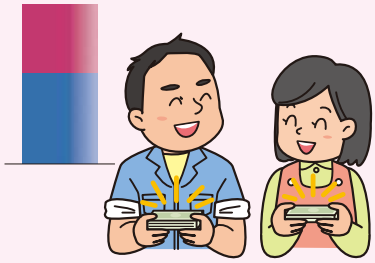

メリット2

若年層には手厚い政策支援（保険料補助）

詳しくは6ページへ

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 認定農業者で青色申告者等

を満たせば受けられます。

加入前

加入後

メリット3

税制面で大きな優遇

詳しくは7ページへ

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

加入前

加入後

農業者年金とは？

農家のことを知りつくした農家のための年金です

こんなにかかる老後生活（現金支出で年額約269万円）

高齢農家世帯（世帯主が65歳以上の夫婦2人）の家計費は、現金支出で月額約22万4千円が必要です。（総務省家計調査などより）

国民年金の支給額は？ サラリーマンの年金は？

国民年金は、月々約6万6千円（40年加入の場合）夫婦あわせて月額約13万円です。
厚生年金のモデルケースでは、夫婦あわせて月額22万4千円です。

農家の方は長寿ですが…

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不可能な経済変動や思わぬケガ・病気もあります。

●65歳の日本人の平均余命は男性20年（85歳）、女性25年（90歳）
●農業者年金受給者はさらに長生きされるデータがあります。

老後の生活費は十分？

農業者年金はメリットがたくさんある終身年金です

サラリーマンは、厚生年金による国民年金（基礎年金）への上乗せがあります。
一方、農業者は、豊かな老後の生活のためには、国民年金だけでは十分と言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。農業者の皆様も、メリットがたくさんある農業者年金に加入して安心で豊かな老後を迎えましょう。

■農業者年金に加入すれば ～農業者年金の受給額（年額）の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	52万円	1,306万円	1,394万円
		2万円	960万円	80万円	68万円	1,718万円	1,833万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	40万円	1,017万円	1,086万円
		2万円	720万円	53万円	45万円	1,140万円	1,216万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	675万円	720万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	321万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.70%となった場合の試算です。
受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の金額です。
※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の20年間（令和3年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.94%です。
※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和5年度は0.70%となっています。
※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。
※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入時、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

メリット 1 女性

女性に優しい！奥様も単独で入れます

農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません。

ご主人だけの農業者年金加入では、ご主人の死去後は奥様の収入は国民年金だけになってしまいます。奥様も加入されることで老後が安心なものになります。

家族経営協定がなくてもご加入いただけますが、保険料の国庫補助を受けるには家族経営協定の締結が必要です。

■家族経営協定に盛り込むとよい事項

●やりがいを持って働くために
農業経営のビジョン・目的、日々の労働時間・休憩時間、給料や収益配分、農作業の役割分担等

●みんなで経営を充実させよう
経営の計画（目標・資金計画・所得目標・経営規模）、簿記記帳の担当、経営状況の把握、経営の役割分担等

●ゆとりある暮らしのために
生活の目標・役割分担、家計状況の把握、老後の生活設計、余暇・地域活動等

●農業を続けていくために
経営や経営資産の移譲について、時期・方法、相続への対応等

農業者年金の保険料の国庫補助を受けるためには、家族経営協定に次の事項が盛り込まれていることが必要です。

①農業経営に関する基本的事項（規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等）について、その配偶者又は後継者の合意に基づいて決定されること
②農業経営から生じる収益が、経営主とその配偶者又は後継者の双方に帰属すること
③将来の経営継承について、経営主とその配偶者又は後継者の合意により行うこと

農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

国民年金の支給額は月額最高6万6千円、夫婦お二人で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で約22万円が必要です。**➡月額約10万円不足！**
農業者年金が国民年金の不足分をしっかりカバーします！

・夫と妻は同年齢で、30歳で保険料月額2万円で通常加入した場合の比較

	65歳～87歳の年金額（夫婦）	88歳～92歳の年金額（妻のみ）
ケース1 農業者年金に夫のみ加入	国民年金 夫 月額6万6千円 妻 月額6万6千円 計 月額約13万円 農業者年金 夫 月額4万4千円	国民年金 妻 月額6万6千円 農業者年金 なし
	合計：月額約17万4千円	合計：月額6万6千円
ケース2 農業者年金に夫婦で加入	国民年金 夫 月額6万6千円 妻 月額6万6千円 計 月額約13万円 農業者年金 夫 月額4万4千円 妻 月額3万8千円 計 月額8万2千円	国民年金 妻 月額6万6千円 農業者年金 妻 月額3万8千円
	合計：月額約21万2千円	合計：月額約10万4千円

※農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率は0.70%として行っています。
※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和5年度は0.70%となっています。
※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

メリット2 後継者

若年層には保険料の国庫補助による手厚い政策支援

政策支援の要件と国庫補助額（※保険料は本人負担分と補助分あわせて月2万円（固定）となります）

区分	必要な要件	本人負担の保険料（補助額）			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	（1万円）	1万4千円	（6千円）
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	（1万円）	1万4千円	（6千円）
3	区分1又は区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	（1万円）	1万4千円	（6千円）
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者が、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	（6千円）	1万6千円	（4千円）
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	（6千円）	—	

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分（国庫補助額が減額になることがあります）又は通常の保険料への変更が必要です。
※国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円（国庫補助額を含む）になります。
※保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。（35歳以上の補助は最長で10年間です）

通常加入（保険料月2万円）との本人負担額の比較

～農業者年金の受給額（年額）の試算～

加入年齢	納付期間	性別	保険料の国庫補助のない加入の場合（通常加入）		保険料の国庫補助を受ける加入の場合（政策支援加入）			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額（年間）	保険料本人負担分総額	支給総額（年間）	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	80万円	744万円	81万円	58万円	24万円
		女性		68万円		68万円	49万円	19万円
30歳	30年	男性	720万円	53万円	588万円	54万円	42万円	12万円
		女性		45万円		45万円	35万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	42万円	528万円	42万円	36万円	6万円
		女性		35万円		35万円	30万円	5万円

※上のケースは、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.70%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和5年度は、0.70%です。（各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致しておりません。）

■政策支援加入（保険料の国庫補助）なら65歳からの老齢年金と経営継承後の特例付加年金※3の2本立て

保険料の国庫補助を受ける加入は、経営継承（65歳以降でもかまいません。）後に受給開始されるので、受け取る年金は2本立てになります。農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。若い時から加入することで少ない月々の負担でも、二段構えで老後生活に備えられます。

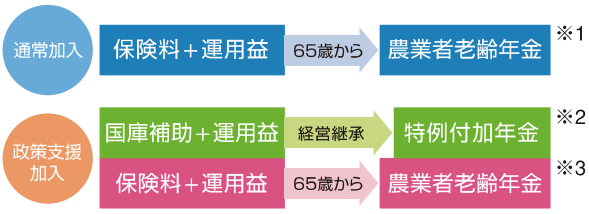

※1 本人負担分の年金　※2 国庫補助分の年金

※3 特例付加年金は、全額国庫負担の年金であるため、①農業者年金の被保険者期間等が20年以上、②65歳に到達（請求により60歳まで繰り上げることができます）、③農業を営む者でなくなること（経営継承は65歳以降でも可能です）という3つの要件を満たした場合に受給できます。

メリット3 税

税制面で大きな優遇

■保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置を受けられます

支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。

課税対象所得	税率	保険料月額2万円（年額24万円）の場合	保険料月額6万7千円（年額80万4千円）の場合
195万円以下	15.1％	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2％	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4％	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税＋復興特別所得税＋個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

・積立方式・確定拠出型の年金で、運用は安心です。

制度発足以降20年間の運用利回りの平均は、年率で+2.94％です。
運用益は非課税で年金原資として積み上がります。

・年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金等控除を受けることができます。

・死亡一時金は非課税です。

途中脱退、再加入も可能です

保険料の支払いが厳しい時などは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料については、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます。（脱退一時金はありません。）また、加入要件を満たせばいつでも再加入できるので、年金原資の積み立てを再開できます。

Q&A 農業者年金のよくある質問

Q 加入する場合、どこに申し込めばいいですか？

A 加入の申込みは、最寄りの農業委員会かJAの農業者年金の担当窓口で受け付けています。申込み用紙は窓口にあります。申込みの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要となります。

Q 保険料の支払い方法は？

A 加入の申込み手続きが完了しますと、被保険者証がご自宅に届きます。届いた月以降、申込みのときに指定された口座から毎月23日（休日の場合は翌営業日）に自動振替となります。保険料のお支払いは、毎月納付する方法と、翌年1年分の保険料を前納する方法があります。前納する場合の申込みは11月15日までで、12月23日に口座振替されます。

Q 保険料の額を変更するには？

A 保険料の額を変更したいときは、JA の窓口で変更手続きをすれば、2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の範囲で千円単位で希望する額に自由に変更できます。（ただし、保険料の国庫補助を受けているときは自由に変更できません。）

Q 脱退は自由にできるとのことですが、脱退した場合は保険料はどうなるのですか？

A 脱退した場合、脱退一時金は支払われません。それまでに積み立てた保険料は、将来、年金としてお支払いします。脱退後も積み立てた保険料の運用状況を毎年6月に基金からお知らせします。

Q 死亡一時金はありますか？

A 80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金額の死亡時の現在価値相当額をご遺族（死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金としてお支払いします。

※死亡一時金は、加入期間等により保険料払込額を下回ることがあります。

Q 年金資産の運用はどうしているのですか？

A 農業者年金基金による年金資産は、国内債券を中心に安全性を重視した資産構成により運用しています。定期的に運用の専門家によるチェックも受けています。また、65歳以降の年金裁定時に、自分の年金原資が支払った保険料の合計額を下回る場合には、危険準備金からマイナス分が補填される仕組みがあります。

Q 加入後に会社勤めとなり、厚生年金に加入した場合はどうなりますか？

A 農業者年金に加入された後、厚生年金に加入するなど、以下のいずれかに該当されたときは、農業者年金の被保険者資格は喪失します。

①死亡したとき
②国民年金の被保険者の資格を喪失したとき
③国民年金の第2号被保険者又は第3号被保険者となったとき
④国民年金の保険料の全額又は一部の額の納付が免除されたとき
⑤65歳に達したとき（ただし、国民年金第1号被保険者の方は、60歳に達した時に資格を喪失します）
⑥農業に従事する者でなくなったとき

なお、資格喪失後もそれまで積立てた保険料は農業者年金基金が運用し続け、将来、年金としてお支払いします。

●このパンフレットの内容は、2023年5月現在の関係法令に基づくもので、今後、法令改正等により取り扱いが変わる場合もあります。

詳しくは… 農業者年金基金 検索

https://www.nounen.go.jp

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金
●専門相談員 TEL：03-3502-3199
●企画調整室 TEL：03-3502-3942

2023.5

人・農地プランから地域計画へ

　これまで、地域での話合いにより、人・農地プランを作成・実行してきていただいてきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、**地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念**される中、**農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化**することが、**喫緊の課題**です。

　このため、①人・農地プランを法定化し、地域での話合いにより**目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、**②それを実現すべく、**地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等**を進めるため、基盤法等の改正法が令和５年４月1日に施行されました。

　これまで**地域の皆さんのご努力で守り続けてきた農地**を、**次の世代に着実に引き継いでいく**ため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、「将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」、「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」、若年者や女性を含む**幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合ってください。**

　なお、本マニュアルはあくまで**地域計画の策定のご参考として作成したもの**であり、**これまで地域で取り組んできたやり方に沿って取り組みを進めてくださって結構です。**

人・農地プラン
（地域農業の将来の在り方）

→

地　域　計　画
（地域農業の将来の在り方＋目標地図）

地域計画の策定・実行までの流れ

基本構想を策定している市町村は、**市街化区域**（他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く）**等を除いた区域を対象**に地域計画を策定します。

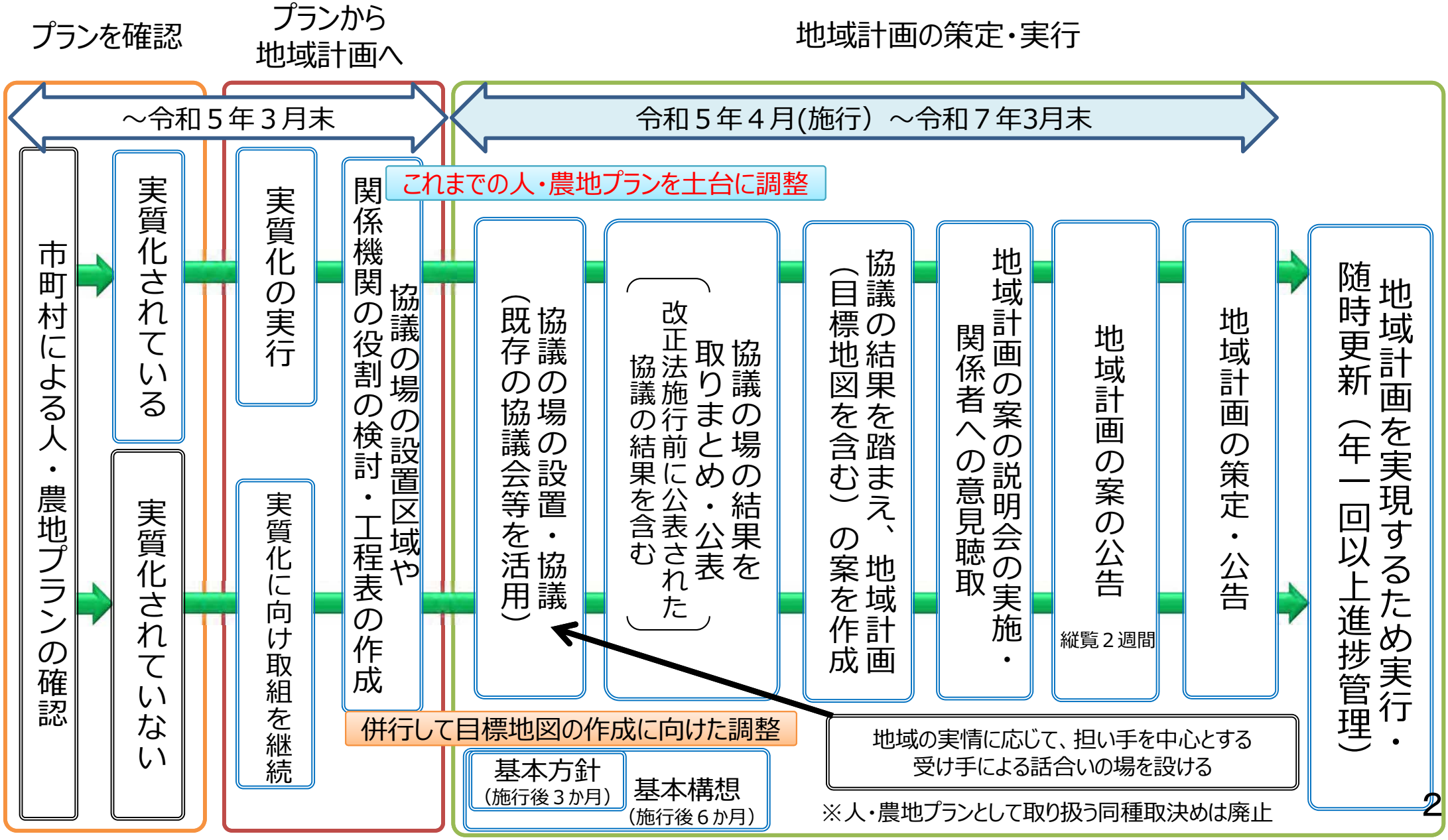

協議の場の設置に向けた調整

＜協議の場の設置に向けた調整＞

市町村は、人・農地プランの実質化において設定した「地域の話合いの場」を基本に、**地域農業の将来の在り方を検討**するため、幅広く**関係者に参加を呼びかけ**、関係者それぞれが役割を担いながら、実りのある協議が展開されるよう準備しましょう。

市町村は、中心となる関係機関と次のページを参考に役割分担を行い、地域の実情に応じて、**農業の担い手や多様な経営体、農業支援サービス事業者**（※1）、さらには、**隣の集落の担い手や新規就農者、農業法人、企業など市町村などに参入の相談があった者や関連する組織**（※2）にも声をかけ、地域の農業、地域づくりに向けた話合いに、積極的に参加いただくよう配慮してください。

協議の場には、家族の代表者以外にも、後継者や配偶者の方も参加するよう呼びかけましょう。
また、協議の開催日時や場所をホームページや広報誌、町内放送等により周知しましょう。

【幅広い関係者の例】

- 集落の代表者：集落に居住する者の代表として、今後の地域の方向性に対する意見
- 認定農業者等の担い手：地域の農地の受け手として農業生産や集約化に向けた意見
- 農地所有者の代表者：農地の出し手を代表して貸付けの意見や後継者の状況の意見
- 若年者や女性：将来の農業を担う者（後継者も積極的に参加）、地域で働きやすく暮らしやすい環境の整備等に対する意見
- 隣の集落の担い手：入り作に向けた意見や地域との信頼関係の構築
- 新規就農者：地域農業や農業生産に対する意見や地域との信頼関係の構築
- 農業法人・企業：参入に当たっての意見や地域との信頼関係の構築
- 畜産農家：飼料の供給や堆肥の供給などに関する意見

（※1）農業者等からの農作業受託等、農業を支援するサービスを提供する事業者

（※2）農業法人協会・認定農業者協議会・全国稲作経営者会議・ＪＡ青年組織・４Ｈクラブ・女性農業者グループのメンバー、普及指導センター、農産物の販売先となる事業者、農村型地域運営組織（農村RMO）、特定地域づくり事業協同組合、自治会　など

関係機関の役割例

市町村は、これまでの人・農地プランの実質化の取組を踏まえ、**関係機関の役割分担**について、関係機関と調整・確認し、**明確化**しましょう。

役割分担は、実態に応じて柔軟に設定しましょう。

都道府県	市町村	農業委員会	農地バンク	JA	土地改良区
全体に係わる役割					
○都道府県内の進捗管理 ○市町村のサポート ○新規就農者などの情報収集（支援センター） ○基本方針の変更 ○都道府県段階の関係機関との連絡協議会等の設置	○全体のマネージメント（進行管理・調整役） ○基本構想の変更 ○市町村段階の各種計画・協定の洗い出し ○促進計画（バンク計画）案を求めに応じて作成	○農地利用最適化活動（農地バンクへの貸付けの働きかけ（段階を問わず実施）） ○促進計画（バンク計画）の作成の要請	○地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供 ○促進計画（バンク計画）による利用権設定等	○地域農業振興計画等の実践 ○組合員への情報提供	○水利に関する調整 ○土地改良施設の保全
協議の場					
○普及指導員の派遣等 ○新規就農者などの情報提供（支援センター） ○農業農村整備事業の事業計画に関する情報提供	○協議の場の運営 ○コーディネーターの派遣 ○新規就農者や後継者などの情報提供 ○担い手の協議の場の設置	○農地の出し手・受け手の意向把握・情報提供 ○新規就農者や後継者の把握・情報提供 ○遊休農地、所有者不明農地の把握・情報提供 ○担い手の協議への協力	○地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供	○地域農業振興計画等に関する情報提供 ○組合員の経営意向の把握・提供 ○担い手の協議への協力	○土地改良事業・施設改修の計画 ○土地改良施設の整備状況に関する情報提供 ○組合員の経営意向の把握・提供 ○担い手の協議への協力
地域計画の策定					
○地域計画の普及・推進 ○地域計画の進捗管理 ○優良事例の収集	○地域計画（目標地図を含む）の策定・随時見直し ○進捗状況を都道府県と共有	○目標地図の素案を求めに応じて作成 ○上記を踏まえた意見具申	○上記を踏まえた意見具申	○上記を踏まえた意見具申	○上記を踏まえた意見具申
地域計画の実行					
○新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保・育成 ○農業農村整備事業などの関連事業の実施	○新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保・育成 ○農業農村整備事業などの関連事業の活用	○農地利用最適化活動（農地バンクへの貸付けの働きかけ（段階を問わず実施）） ○集積・集約化の調整活動（所有者等への利用権等設定協議の申入れ）	○新規就農や経営継承、労働力（農作業受託）等への支援による担い手の確保・育成	○土地改良事業・施設改修の実施	

都道府県段階での役割例

都道府県段階において連絡協議会等を定期的に開催し、地域計画の策定・検討状況の情報共有を行いましょう。その際、関係機関における役割分担も明確にして、市町村と積極的に連携するための体制を整えましょう。

都道府県	農業委員会NW機構（農業会議）	農地バンク	ＪＡ県中央会	都道府県 水土里ネット
○連絡協議会等の定期開催 ○地域計画の策定･検討状況の把握 ○優良事例の収集	○意向把握や目標地図の素案作成への支援 ○担い手不足の地域への受け手の紹介 ○農委事務局との連絡調整	○現地相談員の活動状況の把握 ○担い手不足の地域への受け手の紹介	○ＪＡ及び組合員への協議参加の呼び掛け ○県大会決議等の県域方針の情報提供	○組合員への協議参加の呼び掛け ○土地改良事業の情報提供

各組織内での働きかけ
- ○地域計画の策定状況の把握と共有
- ○優良事例の共有と分析
- ○未策定地域への積極的な関与

話合いへの関与

協議の場で活用する資料例

協議の場では、作成済みの人・農地プランや中山間地域等直接支払制度などの協定内容を土台に協議を進めましょう。その際、関係者は、**役割分担に応じた資料を持ち寄り**、情報共有し合いましょう。

都道府県	市町村	農業委員会	農地バンク	JA	土地改良区
①都道府県の方針に関する資料 ②地域計画の優良事例 ③農業農村整備事業などの事業計画 ④関連事業に関する資料	①人・農地プラン（現況地図を含む）や参考となる計画 【参考となる計画】 ・水田収益力強化ビジョン ・中山間地域等直接支払交付金の集落協定書 ・多面的機能支払交付金の事業計画書 ・農業農村整備事業の事業計画 ・果樹産地構造改革計画 など ②地域計画策定までのスケジュール ③域内への参入意向を有する新規就農者等の資料 ④関連事業に関する資料	①現況地図（農地の出し手・受け手の意向・年齢、後継者の有無の状況、遊休農地などを反映した地図） ②農地の保有及び利用の状況、農地の所有者並びに担い手等の農業上の利用の意向等の情報	①域内への参入意向を有する地域外の農業者等の資料 ②地域の契約状況に関する資料（賃料、期間など）	①地域農業振興計画等JAの基本計画に関する資料 ②組合員の経営意向に関する資料 ③新規就農支援や経営継承支援、労働力支援等による担い手の確保に関する資料	①土地改良事業・施設改修の計画 ②土地改良施設の整備図や改修予定図

☞ 農地の出し手・受け手の意向把握は、家族の代表者以外にも、後継者や配偶者の方の意向も確認しましょう。

上記を参考に、地域の実情に応じて、資料を用意しましょう。
例えば、協議に参加する農業支援サービス事業者の方は、農作業受託に関する資料を提供しましょう。

協議の場の進め方①

＜協議を進めるにあたって＞

市町村は、人・農地プランの取組を参考に協議の場に**関係者の参加を幅広く呼びかけ**、作成済みの人・農地プラン等を土台に、協議を進めましょう。その際、市町村は**「地域計画は、地域の意向を取りまとめ、公表する**」ものであることを周知しましょう。

協議を進めるにあたっては、**①担い手が地域に十分存在**するときは、**担い手を中心とする受け手の話合いを設け、将来の農地の集積・集約化の方向性を確認**し、**②担い手がいない、話合いの土台がない、或いは話合いが低調な場合**には、**幅広い関係者で時間をかけて丁寧に協議**を進めていきましょう。

なお、協議の場には、すべての関係者が参加する必要はありませんが、**集落の代表者や後継者、多様な経営体などの意見が汲み取れるよう配慮**するとともに、**意見が言いやすい雰囲気づくり**に努めましょう。

特に、受け手の意向を十分に踏まえ、農地を集約化した上で作業をしやすくする、出し手が保全管理へ参画するなど受け手の農業経営に支障が生じないよう配慮しましょう。

また、地域農業再生協議会における水田収益力強化ビジョンの策定や水田の畑地化に向けた話合い、中山間地域等直接支払交付金の集落協定、農業農村整備事業に関する事業計画、果樹産地構造改革計画、有機農業の管理協定などの**既存の協議の場の活用や活性化法※の協議会と一体的に推進**するよう努めましょう。

☞ 令和5年度から地域計画は、一定の条件を満たせば中山間地域等直接支払交付金の集落戦略、多面的機能支払交付金の地域資源保全管理構想とみなすことができます。

※農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

＜協議の場の区域＞

市町村は、**これまでの人・農地プランの範囲や地域の歴史的まとまりの経緯を参考に、協議の場の区域を設定**します。

⇒自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域 ： 集落 ・ 隣接した複数の集落 ・ 大字 ・ 旧小学校区

なお、協議が行われる区域は、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる区域を想定しています。協議を行う区域の設定は市町村の判断によるものであり、例えば、農業振興地域を有さないような区域に関しては、協議の対象外とすることも可能です。

協議の場の進め方②

＜協議の進め方のポイント＞

話合いの土台があり、担い手が既に確保され、地域農業の方向性がある程度示されているなど以下の方針例の場合には、**計画の案を示した上で参加者の意見を取りまとめるプレゼンテーション方式（対話型説明会、セミナーなど）を活用**するなどにより、少ない回数で取りまとめても構いません。

＜方針例＞

①個別経営への農地の集約

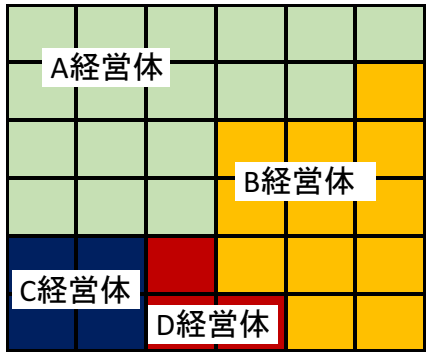

・個別経営体ごとに農地を集約
・地域住民が水路、道路を管理

②集落営農組織の体制強化

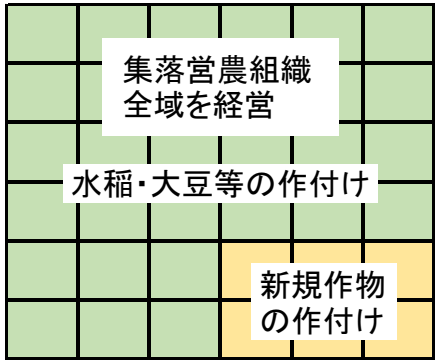

・集落営農の法人化
・構成員の世代交代を円滑化
・若年者、女性等の人材で活性化

③個別経営と集落営農組織の連携強化

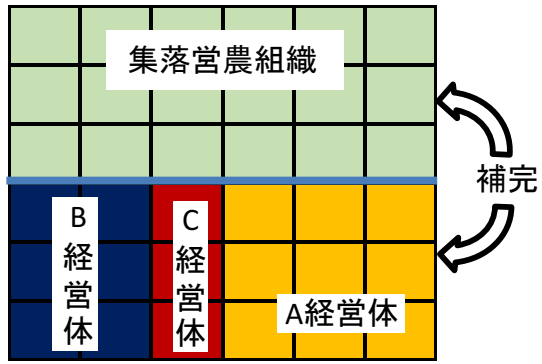

・集落営農組織と個別経営体との棲分け
・作業委託、期間借地等で相互に補完

一方、話合いの土台がない、又は話合いが低調な、或いは担い手がいない地域においては、**関係者による話合いをベースとしたワークショップ（話合いによる合意形成、座談会など）を活用**し、次の項目を踏まえ、**地域の将来の在り方や地域づくりなどを話題**に、段階を踏んで取りまとめることも考えられます。